

高島市職員措置請求に係る監査の結果について

第1 請求の受付

1 請求書の提出

平成29年8月3日

2 請求人



3 請求の要旨

(「高島市職員措置請求書」の原文のまま記載)

1. 請求の要旨

(1) 「高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例施行規則」について、多くの問題点を抱えた条例であり、また、施行後5年を経過し、市の検討結果にも出されているが、実態に合わない内容も含まれており、改正・廃止を検討する時期に来ている。福井市長に対し、「高島市みんなで創るまちづくり交付金」条例に基づき支払われた下記の平成28年度の交付金を市に返還することを要求する。

ア、交付金の交付対象団体について

交付金条例によると、交付金の対象団体を①認可地縁団体 ②その他市長が適当と認める団体とあり、平成27年度分の住民監査請求の監査結果によれば、②のその他の団体とは、認可地縁団体を除く98団体であり、これらは設立時に「設立届」を徴しており、これはまた交付金認定申請書を兼ねており、この提出があった団体であると定義している。

しかしながら、情報公開請求により入手した設立届はわずか16団体であり、またそのうち交付金認定申請書を兼ねていた設立届はわずか1団体であった。市当局は、認定申請書を提出している団体が、条例に定める市長が適当と認めた団体である98団体と主張しているが、条件を満たしている団体はわずか1団体であった。

このことから、98団体のうち1団体を除く97団体に対し平成28年度に支出された交付金は条例を逸脱(市の回答によれば)しておりこの金額の返還を求める。(別添資料1)

(2) 高島市長福井正明氏が、A^(注1)に対し支払った平成28年度分浄化槽補助金の内、不適切な支払い部分の金額について、市に対し返還を求めるものである。

ア、浄化槽補助金条例(高島市合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付要綱)第2条に、補助対象として以下の各号に掲げる要件のすべてを満たす者として規定されている。①浄化槽法に基づく受理書の交付を受けた者又は建築基準法に基づく確認を受けた者②滋賀県浄化槽取扱要綱に基づき適正に維持管理を行う者③浄化槽に継続的な使用が認められる者と規定されている。

しかしながら、補助金の申請時の審査において、①が的確ではなく、賃貸で居住している者も対象として補助金を交付している。本来の浄化槽の趣旨からいえば、賃貸であっても琵琶湖の水質改善に協力しているのであるから補助金を交付すべきと考えるが、現在の補助金条例では、支出できないことになっている。にもかかわらず賃貸で居住している者に対しても高島市全域で交付されていると思われる。これは、ひとえに市当局が審査をする際に住民基本台帳に

登録があるか否かにのみ固執した結果と考える。審査の際に①を優先してチェックすれば賃貸の者かどうか判断可能である。また、③の継続的な使用とは、現に居住していなければ判明しないことであるにもかかわらず、実務的に居住確認はできていないのが現状である。これを単に住民登録にのみ頼っているのが実態であり、住民登録のみを行い居住していなくても補助金を受けられる条例になっている。住民登録があれば居住しているとは限らない。現に、国勢調査の結果を見ても明らかである。

また、Aの実績報告書を情報公開請求により入手したところ、添付書類の領収書が住民の所有しているものと全く異なるものが添付されていた。なおかつ印紙も貼付されていない偽造された領収書であった。

これは、領収書が偽造された偽物であればすでに支払われた補助金は不正受給となる。また、正当な領収書とするならば（住民はこの様式の領収書は所有していないし、口座引き落としのものは領収書がないから偽造は疑う余地がない）、印紙税の過怠税が税務当局より発行した業者に対し課税されることになる。このどちらかを調査の上、高島市当局は明らかにすべきであり早急な対処をすべきである。誤った補助金の支給であればこれの返還を求める。

以上の事例は、当該条例が実態に合致していない条例であることを表しており、早急に改善策を検討すべきである。参考ながら、滋賀県内の各市の浄化槽維持管理補助金の状況は、半分以上の自治体が条例を設けておらずすでに廃止したか、または当初から条例を設けていなかったと思われる。なお、各市とも浄化槽設置補助金は存在している。

以上により、賃貸で居住している者及び現実に居住していないものに対する補助金の支出は違法であり返還を求める。（別添資料2）

（3）B^{（注2）}の総会無効による平成28年度分みんなで創るまちづくり交付金の支出について

ア、Bの総会は、同一の地域に存在するC^{（注2）}と合わせて一つの総会として開催し採決を行っている。しかし、この両者は役員は同一人が兼任しているが会員資格が全く異なっている。

Bは認可地縁団体であるため会員資格は住民の数であり、Cの会員資格は世帯数である。このように異なる会員資格を有する2団体の総会を一本で行い採決をしたことは無効であると考え。市の行政相談員に相談した結果も無効な総会といえるという結果であった。このように無効な総会によって選任されたB役員が行った、みんなで創るまちづくり交付金の申請行為・受領行為は無効であり、福井市長に対し交付金の市への返還を求める。なお、市の市民協働課においては、事前に関係資料（総会議案書・規約等）を提示し、無効な総会であることは明らかであると申し入れ、また行政相談員に相談した結果も、総会無効との判断があり、市の窓口に対し説明済みであるとの回答を得ている。にもかかわらず、役員を選任を認可したことは、認可権の裁量範囲を逸脱しており、違法でも無効でも構わないという姿勢を改め、認可権を有する高島市として法律等を誤って解釈している認可地縁団体に対しては、懇切丁寧な指導が必要と考える。（別添資料3）

（4）公金の賦課徴収を怠っていると認められる事実について

ア、自治会・町内会が所有する不動産の評価について

現在の高島市地方税条例では、自治会・町内会が所有する不動産に対する固定資産税は取得した年に減免申請を行って以後減免となることとされている。が、この際に当該不動産の評価額も0にしていることが、市税務課に対する聞

き取りの結果判明した。

これは明らかに条例の運用誤りであり、住民（自治会等）は、不動産の売却や償却をする際に評価額を計算することになるが、譲渡所得の課税の評価額倍率地域の場合は固定資産税の評価額に倍率をかけて計算することとなっている。が、市当局が評価額を0としている限り評価額が0円ということになる。現に、自治会等の総会では、所有不動産の額が0円となっているものがある。建物が0円はありえない、これも市当局に対し、総会前に自治会等が照会した回答が0円であったため、しかたなく法務局の登録免許税を課税する場合の評価額を総会の議案書に記載したものである。

あきらかな事務手続きの誤りであるとともに、固定資産税の減免の要件である公共のために使用される不動産であるかどうかの確認もされておらず、評価もされていないことから、課税漏れが発生していると思われ、ただちに再調査を実施し、平成28年分の適正な課税及び評価額を確定し、固定資産税の課税漏れが判明した場合、ただちに賦課徴収すべきである。（別添資料4）

イ、住民税の課税通報について

現在、みんなで創るまちづくり交付金条例に基づき各自治会等から領収書を添付した実績報告書が提出され平成28年分の交付金が支払われているが、この領収書の中に、自治会員に対し支払われた給料賃金等があるが、担当部署においては税務課に対し課税通報を行い適正な住民税の課税チェックをすべきである。これを全く行っていないことから住民税の課税漏れが発生している（給与収入がある者は2か所以上の給与に該当）と思われ、税務課に対し領収書等から課税資料を作成し課税通報を行い税務課で追加課税か否かの判断をさせるべきである。また、税務当局に対しても課税通報をすべきであり、市の担当窓口申し入れたところ、今津税務署に確認したところ、課税通報は必要との回答を得ているとのことであった。このことから、課税を検討すべき添付された多くの市民の領収書を課税資料として活用し、正しく公平な住民税の賦課徴収をすべきである。（別添資料5）

（注1）集落単位で構成した合併処理浄化槽維持管理組合

（注2）自治会等

また、同日に以下の別添資料の提出を受けた。

- （別添資料1）・高島市（合併以降）新規設立自治会一覧
・自治会設立届出書（16自治会等分）

- （別添資料2）・平成28年度高島市合併処理浄化槽維持管理事業実績報告書
（A分）

- ・平成28年度補助対象合併処理浄化槽一覧表
（B地区分）

- ・領収証（伝票No.5516、No.5517）
・郵便振替払込金受領証（払込金（兼手数料）受領証）
・平成28年度収支決算書（A分）

- ・平成28年度浄化槽管理組合事業報告、平成28年度浄化槽管理組合収支報告、平成29年度役員候補者、平成29年度浄化槽管理組合予算案

- （別添資料3）・第23回（平成28年度）C通常総会開催のご案内
・第23回C通常総会議事録

- ・みんなで創るまちづくり交付金実績報告書（B分）平成29年3月1日付
 - ・みんなで創るまちづくり交付金事業成果書兼精算書（B分）
 - ・H28年度高島市まちづくり交付金対象事業実績会計明細書（B分）
- (別添資料4) ・B固定資産（財産目録）
- ・平成28年分倍率表 11頁（今津税務署）
- (別添資料5) ・領収証（草刈作業給与分）

第2 請求の受理

本件措置請求は、法定要件を具備しているものと認め、平成29年8月9日付で受理することを決定し、同日、請求人に通知した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件措置請求書および事実証明書に基づき、(1) 97団体に対する平成28年度の高島市みんなで創るまちづくり交付金（以下「まちづくり交付金」という。）、(2) Aに対する平成28年度の合併処理浄化槽維持管理事業補助金（以下「浄化槽補助金」という。）、(3) Bに対する平成28年度のまちづくり交付金の支出が違法または不当な財務会計上の行為といえるか否か、また、(4) ア. Bが所有する固定資産の評価および(4) イ. Bへのまちづくり交付金の支出に関連する住民税の課税通報について、賦課徴収を怠る事実があったといえるか否かを監査対象事項とした。

2 請求人の陳述および証拠の提出

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して平成29年8月28日に陳述および証拠の提出の機会を設けた。

請求人から報告のあった法人の役員が出席し、本件措置請求書に沿った陳述を行った。本件措置請求書に記載のない事項についての陳述の概要は次のとおりである。なお、新たな証拠の提出はなかった。

(1) 請求書(1)について

ア. まちづくり交付金条例には、設立届兼交付金認定申請書を提出した団体に交付金を交付するとの規定はないが、今年の監査結果において、市は設立届兼交付金認定申請書の提出が必要だと言っている。

(2) 請求書(2)について

ア. Aの中に賃貸で居住している者がいることは特定している。

イ. 補助金条例には領収書の添付を求める規定はないが、要綱の中に実績報告書の様式があり、その様式の中の項目で領収書の添付を求めている。

(3) 請求書(3)について

ア. 平成28年度の役員選任において、会員資格の異なる2団体の総会を一本で行っている。

イ. 無効な行為によって選ばれた無効な役員に対して、市が無効な支出をしている。

ウ. 総会が無効であるとの訴えを裁判所に提訴するまでもなく、市が無効な総会を是正するよう指導すれば済むことである。

(4) 請求書(4)ア. について

ア. 当時の職員が減免申請の取り扱いを誤り、評価額を0円にしてしまっている。
イ. 市は、自治会が公共の用に供しているかどうかを確認する責任がある。

(5) 請求書(4)イ. について

ア. 課税通報を行わなければならないとする法的な根拠はないが、国、県、市の3者による税務協議会において、課税すべき事実が判明した場合は、必ず課税通報することになっている。

3 市長からの意見書の提出および関係職員の陳述

平成29年8月23日に本件措置請求に対して市長から「意見書」と題する以下の書面の提出を受け、これを基に同年8月30日には市民生活部市民協働課、都市建設部上下水道課、総務部税務課の関係職員から陳述の聴取を行った。

(「意見書」の原文のまま記載)

意 見 書

請求人●●●●が平成29年8月3日に提起した住民監査請求に関し、次のとおり意見する。

1. 意見の趣旨

本件監査請求は、これを棄却するとの決定を求める。

2. 請求に対する認否

請求の要旨については否認する。

3. 請求人の主張要旨およびこれに対する市長の意見

(1) 「高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例施行規則」について、多くの問題点を抱えた条例であり、また、施行後5年を経過し、市の検討結果にも出されているが、実態に合わない内容も含まれており、改正・廃止を検討する時期に来ている。福井市長に対し、「高島市みんなで創るまちづくり交付金」条例に基づき支払われた下記の平成28年度の交付金を市に返還することを要求する。

<請求人の主張要旨>

ア、交付金の交付対象団体について

交付金条例によると、交付金の対象団体を①認可地縁団体 ②その他市長が適当と認める団体とあり、平成27年度分の住民監査請求の監査結果によれば、②のその他の団体とは、認可地縁団体を除く98団体であり、これらは設立時に「設立届」を徴しており、これはまた交付金認定申請書を兼ねており、この提出があった団体であると定義している。

しかしながら、情報公開請求により入手した設立届はわずか16団体であり、またそのうち交付金認定申請書を兼ねていた設立届はわずか1団体であった。

市当局は、認定申請書を提出している団体が、条例に定める市長が適当と認めた団体である98団体と主張しているが、条件を満たしている団体はわずか1団体であった。このことから98団体のうち1団体を除く97団体に対し平成28年度に支出された交付金は条例を逸脱(市の回答によれば)しておりこの金額の返還を求める。

<市長の意見>

高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例（以下「条例」という。）では、市内の自治会等が身近な地域課題を自主的に解決し、自らの判断と創意工夫により地域社会を維持発展させるために行う活動に対し交付金を交付することとしており、「自治会等」については条例第2条第1項に次のように規定している。

（1）地方自治法第260条の2第1項の規定により市長の認可を受けた地縁による団体

（2）一定の区域の住民の地縁により形成し、当該住民の共通利益の実現と生活の向上を目的として民主的な運営の下に自主的な活動をする区、自治会、町内会等の団体で市長が適当と認めるもの

また、高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例施行規則（以下「施行規則」という。）には、年度途中で設立された自治会等のまちづくり交付金の交付基準日について、市長に設立の届けがあった日とする規定がある。

しかしながら、前年度に交付金の対象団体であったものについて、条例に定める「市長が適当と認める」区、自治会、町内会について「設立届」を徴する規定はない。

請求の97団体については、平成28年度の交付金の交付決定時において、現に自治会活動を行っている団体であることが明らかであることから、条例第2条第1項第2号に該当するものと判断している。以後、新たに交付金の対象団体がある場合は、書面により自治会活動を行う団体であるかを審査している。

前述（2）の「市長が適当と認めるもの」については、交付金交付限度額通知および交付決定の決裁時において市長の裁量権の範囲内で総合的に判断しており、条例および規則の規定を逸脱しているものではない。

（2）高島市長福井正明氏が、Aに対し支払った平成28年度分浄化槽補助金の内、不適切な支払い部分の金額について、市に対し返還を求めるものである。

<請求人の主張要旨>

ア、浄化槽補助金条例（高島市合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付要綱）

第2条に、補助対象として以下の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とすると規定されている。

① 浄化槽法に基づく受理書の交付を受けた者又は建築基準法に基づく確認を受けた者

② 滋賀県浄化槽取扱要綱に基づき適正に維持管理を行う者

③ 浄化槽の継続的な使用が認められる者

と規定されている。しかしながら、補助金の申請時の審査において、①が的確ではなく、賃貸で居住している者も対象として補助金を交付している。本来の浄化槽の趣旨からいえば、賃貸であっても琵琶湖の水質改善に協力しているのであるから補助金を交付すべきと考えるが、現在の補助金条例では、支出できないことになっている。にもかかわらず賃貸で居住している者に対しても高島市全域で交付されていると思われる。これは、ひとえに市当局が審査をする際に住民基本台帳に登録があるか否かにのみ固執した結果と考える。審査の際に①を優先してチェックすれば賃貸の者かどうか判断可能である。また、③の継続的な使用とは、現に居住していなければ判明しないことであるにもかかわらず、実務的に居住確認はできていないのが現状である。これを単に住民登録にのみ頼っているのが実態であり、住民登録のみを行い居住していなくても補助金を受けられる条例になっている。住民登録が

あれば居住しているとは限らない。現に、国政調査の結果を見ても明らかである。また、Aの実績報告書を情報公開請求により入手したところ、添付書類の領収書が住民の所有しているものと全く異なるものが添付されていた。なおかつ印紙も貼付されていない偽造された領収書であった。これは、領収書が偽造された偽物であればすでに支払われた補助金は不正受給となる。また、正当な領収書とするならば（住民はこの様式の領収書は所有していないし、口座引き落としのものは領収書がないから偽造は疑う余地がない）、印紙税の過怠税が税務当局より発行した業者に対し課税されることになる。このどちらかを調査の上、高島市当局は明らかにすべきであり早急な対処をすべきである。誤った補助金の支給であればこれの返還を求める。以上の事例は、当該条例が実態に合致していない条例であることを表しており、早急に改善策を検討すべきである。参考ながら、滋賀県内の各市の浄化槽維持管理補助金の状況は、半分以上の自治体が条例を設けておらずすでに廃止したか、または当初から条例を設けていなかったと思われる。なお、各市とも浄化槽設置補助金は存在している。以上により、賃貸で居住している者及び現実に居住していないものに対する補助金の支出は違法であり返還を求める。

<市長の意見>

高島市合併処理浄化槽維持管理事業補助金は、合併処理浄化槽の適正な維持管理を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るため、下水道および農業集落排水施設等の整備が見込まれない地域において合併処理浄化槽の維持管理を行う者に対し交付するものであります。

当該補助金の交付申請書の内容を審査する際に、補助対象要件①について、新規対象者については浄化槽法第5条第1項に基づく届出（浄化槽設置届出書）、または建築基準法第6条第1項に基づく確認（浄化槽設置調書）をもって確認しております。補助対象要件③につきましては、浄化槽の維持管理状況を証する書類（保守点検および清掃の記録書）をもって継続的な使用がなされたと確認しております。

また、領収書が住民の所有しているものと全く異なるものが添付されていた件につきましては、補助金交付要綱第8条第1項第2号には「浄化槽の維持管理に要した費用を証する書類」を添えることとされており領収書とは解しておりません。

以上のことから当該補助金の支給については趣旨に合致したものであり、適正な支出であると考えております。

(3) Bの総会無効による平成28年度分みんなで創るまちづくり交付金の支出について

<請求人の主張要旨>

ア、Bの総会は、同一の地域に存在するCと合わせて一つの総会として開催し採決を行っている。しかし、この両者は役員は同一人が兼任しているが会員資格が全く異なっている。

Bは認可地縁団体であるため会員資格は住民の数であり、Cの会員資格は世帯数である。このように異なる会員資格を有する2団体の総会を一本で行い採決をしたことは無効であるとする。市の行政相談員に相談した結果も無効な総会といえるという結果であった。このように無効な総会によって選任されたB役員が行った、みんなで創るまちづくり交付金の申請行為・受領行為は無効であり、福井市長に対し交付金の市への返還を求める。なお、市の市民協働課においては、事前に関係資料（総会議案書・規約等）を提示し、無効な総会であることは明らかであると申し入れ、また行政相談員に相談した結果も、総会無効との判断があり、市の窓口に対し説明済みであるとの回

答を得ている。にもかかわらず、役員を選任を認可したことは、認可権の裁量範囲を逸脱しており、違法でも無効でも構わないという姿勢を改め、認可権を有する高島市として法律等を誤って解釈している認可地縁団体に対しては、懇切丁寧な指導が必要と考える。

<市長の意見>

同地域には、認可地縁団体であるBと任意団体であるCが活動している。

告示事項の変更届書（認可地縁団体の代表者）を受理するにあたり、当該総会に係る資料等を審査した結果、議決内容に違法性はないと判断し、変更届書を受理し、告示した。

なお、BとCの総会を一体的に運営し、議決を行う場合、Bの構成員となることができないものが、Bの議決に加わる危険性がある。また、Bが本来負うべきでない義務を負うかのような外観が生じ、その財産が毀損される危険もある。このため両者の活動は明確に区別されるべきであると考えるところである。

こうしたことから、本年7月25日付けの文書によりBに対し、総会はそれぞれ順次開催するなど、構成員でないものがBの総会の議決に加わらないよう総会の方法を見直すよう指導を行った。

(4) 公金の賦課徴収を怠っていると認められる事実について

<請求人の主張要旨>

ア、自治会・町内会が所有する不動産の評価について

現在の高島市地方税条例では、自治会・町内会が所有する不動産に対する固定資産税は取得した年に減免申請を行って以後減免になるとされている。が、この際に当該不動産の評価も0にしていることが、市税務課に対する聞き取りの結果判明した。

これは明らかに条例の運用誤りであり、住民（自治会等）は、不動産の売却や償却をする際に評価額を計算することとなるが、譲渡所得の課税の評価額倍率地域の場合は固定資産税の評価額に倍率をかけて計算することになっている。が、市当局が評価額を0としている限り評価額が0ということになる。現に自治会の総会では、所有不動産の額が0円となっているものがある。建物が0円はありえない。これも市当局に対し、総会前に自治会等が照会した回答が0円であったため、しかたなく法務局の登録免許税を課税する場合の評価額を総会の議案書に記載したものである。

あきらかな事務手続きの誤りであるとともに固定資産税の減免の要件である公益のために使用される不動産であるかどうかの確認もされておらず、評価もされていないことから課税漏れが発生していると思われ、ただちに再調査を実施し、平成28年度分の適正な課税及び評価額を確定し、固定資産税の課税漏れが判明した場合、ただちに賦課徴収すべきである。

<市長の意見>

1. 請求者から指摘のあった課税漏れに関する事項について、固定資産税の免税点を規定する高島市税条例第63条により、その者の所有に係る土地、家屋または償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合において、固定資産税を課さないものである。

また、大字区や認可地縁団体等が所有する固定資産のうち、用途が公共、公益性を有し、地域の自治振興発展に資する目的で使用収益がない資産として申告し、高島市が認定した固定資産については、高島市税条例第62条の3第1項の規定により固定資産税の課税免除を適用するものであり、この申

告事項に異動があった場合は、高島市税条例第62条の3第3項の規定により、ただちにその旨を市長に申告しなければならないとしている。

なお、現況が申告内容と異なる場合は税務調査に基づき決定している。

2. 請求者から提出のあった事実を証明する書類によるBの固定資産については、高島市税条例第62条の3第1項の規定により区有財産等に対する固定資産税の課税免除の適用を受ける土地または家屋ならびに地方税法第348条第2項第5号および第6号に規定する固定資産税の非課税にかかる公共の用に供する道路、用悪水路または池沼と認定しており、これらを除く固定資産の課税標準額の合計が免税点未満であり、課税漏れは発生していない。

3. 請求者から評価額を0円としていることが運用誤りであると指摘のあることは、効率的に課税事務を遂行するため、調査の結果、課税されない固定資産の評価額の決定することを省略しているものである。

<請求人の主張要旨>

イ、住民税の課税通報について

現在、みんなで創るまちづくり交付金条例に基づき各自治会等から領収書を添付した実績報告書が提出され平成28年分の交付金が支払われているが、この領収書の中に、自治会員に対し支払われた給料賃金等があるが、担当部署においては税務課に対し課税通報を行い適正な住民税の課税チェックをすべきである。これを全く行っていないことから住民税の課税漏れが発生している（給与収入がある者は2か所以上の給与に該当）と思われ、税務課に対し領収書等から課税資料を作成し課税通報を行い税務課で追加課税か否かの判断をさせるべきである。また、税務当局に対しても課税通報をすべきであり、市の担当窓口申し入れたところ、今津税務署に確認したところ、課税通報は必要との回答を得ているとのことであった。このことから、課税を検討すべき添付された多くの市民の領収書を課税資料として活用し、正しく公平な住民税の賦課徴収をすべきである。

<市長の意見>

条例では、事業が完了したとき実績報告を行わなければならないとし、施行規則で1万円以上の領収書の写しの添付を義務付けているが、税務課への情報提供についての規定はない。

また、交付金の実績報告の領収書の提出は、対象事業費の実績額を確認するためのものであり、他の利用を前提としたものではない。

関係職員の陳述の概要は、以下のとおりである。

(1) 請求書(1)について

ア. 新たに設立される団体等については、設立届等の関係書類により、条例の目的である自治会活動を行う団体であるかを審査している。

イ. 条例が施行された平成23年4月1日以前に設立されている認可地縁団体以外の自治会等については、条例あるいは規則に設立届を提出するという規定はなく、現にその時点で自治会活動を明らかにしているという判断の中で、交付金対象団体として認めている。

(2) 請求書(2)について

ア. 新規の補助対象者については、浄化槽法の届出書または新築を伴う場合は建

築基準法の届出書を確認している。

イ. 2年目以降の対象者については、届出書等の確認はしていない。

ウ. 実績報告書に添付された領収証は、浄化槽点検業者が領収を証明したものと解している。

エ. 平成28年度分の実績報告書からは、浄化槽維持管理の状況を証する書類が提出されていれば、継続的な使用をしていると解釈して審査するよう見直したが、要綱の改正はしていない。

(3) 請求書(3)について

ア. 市は、認可地縁団体の総会自体の無効等を判断する立場にはないが、権限の範囲内で指導等に努めている。

(4) 請求書(4)のアについて

ア. 課税台帳の中で、課税標準額を0円と記載しているものについては、課税免除の適用を受ける土地、家屋、それ以外に地方税法348条の規定に基づく、固定資産税の非課税に該当する公共の用に供する道、公衆用道路、あるいは用悪水路、池、沼ということで認定しているものがある。

イ. 地方税法では、市町村長は固定資産の課税を行うにあたっては、評価額を決定し、課税標準額を求めるということになっており、課税額が発生しないものについては、固定資産の価格の決定を省略している。

ウ. 現況地目の確認や家屋等の有無の判断は物理的に確認できるが、その用途が公共の用に使われているかについては目視で確認できないため、変更があれば申請していただいている。

(5) 請求書(4)のイについて

ア. 地方税法第298条の規定には、徴税吏員に対する市町村民税の賦課徴収に関する質問検査権というものがあり、基本的には納税義務、あるいは納税義務が客観的に見て認められるものにかかる部分について、質問あるいは検査することができるという規定になっており、税務課としては、納税義務のない方にまで調査、質問することは不適切であるという認識から、広く浅く不特定多数の方に情報提供を求めるということはしていない。

イ. 課税通報を義務付ける法的な根拠規定はない。

ウ. 市、県、国の3者による税務協議会という組織があるが、主な事業内容は確定申告の申告相談であり、確定申告以外に法定調書として、国税側から報酬や配当などの情報提供がある。

4 要件審査に係る判断

(1) 請求書(1)の一部の財務会計行為が1年を経過していることについて

請求書(1)のまちづくり交付金は、平成28年度において自治会等に総額87,868,411円が支出されている。当該交付金は概算払い(地方自治法第232条の5第2項)で支出することができ、自治会等に概算払いおよび精算払いで支出されている交付金のうち、1年を経過している平成28年8月3日以前に支出された交付金の合計は35,871,000円であった。

地方自治法第242条第2項には、「当該行為のあった日から1年を経過したときは、これ(住民監査請求)をすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されている。

そして、概算払いによる公金の支出についての監査請求は、当該公金の支出がされた日から1年を経過したときは、これを行うことができないものと解される(最高裁判所平成7年2月21日第三小法廷判決同旨)。

ゆえに、平成28年8月3日までに概算払いおよび精算払いされている

35,871,000円については、本請求書の提出までに支出があったときから1年が経過しているため、正当な理由の有無を検討する必要がある。

ここで正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきである(最高裁判所平成14年9月12日第一小法廷判決同旨)。

(2) 1年の監査請求期間の経過について正当な理由があることについて

請求書(1)に係る平成28年度のまちづくり交付金の実績報告書については、高島市みんなで創るまちづくり交付金に関する条例施行規則(平成23年高島市規則第12号。以下「まちづくり交付金条例施行規則」という。)の規定上、平成29年4月10日までに提出されるべきものであり、実績報告書が提出されるまで、住民としては実績報告書に関する情報を知り得る手段がなかったと言える。そのため、1年の監査請求期間を過ぎたこともやむを得ず、地方自治法第242条第2項ただし書きの規定による正当な理由があったと判断するのが相当であると認める。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) まちづくり交付金について

ア. 高島市みんなで創るまちづくり交付金条例(以下「まちづくり交付金条例」という。)は、平成23年3月30日公布、同年4月1日に施行され、まちづくり交付金条例施行規則は、平成23年4月1日に公布、施行、平成24年4月1日に改正施行されている。

イ. まちづくり交付金条例は、第1条にその目的として「市内の自治会等が身近な地域課題を自主的に解決し、自らの判断と創意工夫により地域社会を維持発展させるために行う活動に対して交付金を交付することにより、住民自治の振興および市民協働のまちづくりの推進ならびに地域の均衡ある発展に資すること」と規定している。

ウ. まちづくり交付金条例第2条において、交付対象となる自治会等について、以下のとおり規定している。

① 地方自治法第260条の2第1項の規定により市長の認可を受けた地縁による団体

② 一定の区域の住民の地縁により形成し、当該住民の共通利益の実現と生活の向上を目的として民主的な運営の下に自主的な活動をする区、自治会、町内会等の団体で市長が適当と認めるもの

エ. まちづくり交付金条例施行規則第6条では、年度途中で新設、解散した自治会等について、以下のとおり規定している。

① 年度途中で新たに設立された自治会等の交付基準日は、市長に設立の届けがあった日とする。

- ② 既に交付の決定を受けた自治会等は、年度途中で解散した場合は解散日の前月の末日、月の末日をもって解散した場合は当該解散月の末日までを交付対象期間とする。

オ. 市が作成した「自治会の手引き」の中で、自治会の設立について、以下の場合があると説明している。

- ① 自治会組織のないところに、新しく自治会を結成する場合
- ② 既存の自治会から分離して、新しく自治会を結成する場合
- ③ ②既存の自治会が合併して、新しく自治会を結成する場合

カ. 自治会の手引きでは、自治会を新たに設立する場合は、市に対して「自治会設立届出書」の提出を求めているが、「自治会の手引き」が平成24年4月に改訂され、それまでの自治会設立届出書が、まちづくり交付金条例第2条第1項第2号に規定する自治会等認定申請書を兼ねた自治会設立届出書（以下「設立届出書兼認定申請書」という。）に変更されている。

キ. 平成23年度区長・自治会長会議が平成23年4月23日に開催され、まちづくり交付金制度について市から説明されている。

ク. まちづくり交付金条例が施行された、平成23年4月1日以降に新設した自治会等は以下の5団体であった。

- ①梅原団地自治会（平成23年4月1日設立）
- ②マキノ駅西自治会（平成23年4月30日設立）
- ③高木浜自治会（平成23年4月30日設立）
- ④湖西ニュータウン自治会（平成23年5月22日設立）
- ⑤ウッディーパーク自治会（平成24年4月1日設立）

ケ. 平成28年度のまちづくり交付金の交付対象であった204団体のうち、認可地縁団体以外の自治会等は100団体であり、そのうち設立届出書兼認定申請書を提出しているのは1団体であった。

(2) 浄化槽補助金について

ア. 高島市合併処理浄化槽維持管理事業補助金交付要綱（平成17年3月23日告示第216号。以下「浄化槽補助金交付要綱」という。）は平成17年4月1日施行、平成19年4月1日に一部改正されている。

イ. 合併処理浄化槽の維持管理に対する補助金の趣旨は、浄化槽補助金交付要綱第1条において「合併処理浄化槽の適正な維持管理を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を図るため」と規定している。

ウ. 浄化槽補助金交付要綱第2条において、補助対象者を以下のとおり規定している。

- ① 浄化槽法第5条第1項に基づく届出に係る受理書の交付または建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けた者
- ② 滋賀県浄化槽取扱要綱に基づき適正に維持管理を行う者
- ③ 浄化槽の継続的な使用が認められる者

エ. 浄化槽法第5条第1項では、浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更をしようとする者は、その旨を都道府県知事に届け出なければならないと規定しており、建築基準法第6条第1項の規定による建築主事の確認を申請すべきときはこの限りでないと規定している。

オ. 浄化槽法第7条第1項では、設置された浄化槽について水質検査を受ける義務を課しており、その義務を履行する者について、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するものを浄化槽管理者と規定している。

カ. 浄化槽法第10条第1項では、浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならないと規定している。

キ. 浄化槽補助金交付要綱第3条において、補助金の額は、年額2万円に浄化槽の基数を乗じて得た額を限度額としている。

ク. 浄化槽補助金交付要綱第4条において、補助金の交付先は、補助対象者が集落単位で構成した合併処理浄化槽維持管理組合等と規定している。

ケ. 浄化槽補助金交付要綱第8条において、補助金に係る事業が完了した時は、以下の書類を提出しなければならないと規定している。

- ① 浄化槽の維持管理状況を証する書類
- ② 浄化槽の維持管理に要した費用を証する書類（浄化槽法に基づく法定検査結果書の写）
- ③ その他市長が必要と認める書類

コ. 市が平成28年度にAへ交付した浄化槽補助金は、以下のとおりであった。

| 事業内容 | 補助対象経費 | 補助金額 | 補助率 |
|----------------------------|------------|------------|------------------------|
| 維持管理委託料（93基） 6,306,704円 | 6,336,704円 | 1,860,000円 | 1基につき 年額2万円 (上限) |
| 法定検査手数料（6基） 30,000円 | | | |

サ. 平成29年3月23日付け、市内浄化槽維持管理組合長あて事務連絡で、「平成28年度高島市合併処理浄化槽維持管理事業補助金実績報告書の提出について」が上下水道課から通知されており、実績報告書等関係書類として、以下の書類の提出を求めている。

- ①高島市合併処理浄化槽維持管理事業実績報告書
- ②収支決算書
- ③維持管理に要した領収書の写し
- ④保守点検および清掃の記録書の写し
- ⑤法定検査結果書の写し
- ⑥高島市合併処理浄化槽維持管理事業補助金請求書

(3) 認可地縁団体の告示事項について

ア. 地方自治法第260条の2第11項の規定により、平成28年5月10日付けでBから高島市長あてに、認可地縁団体の代表者変更について告示事項変更届出書が提出され、平成28年5月17日に告示されている。

イ. 地縁団体の規約変更の認可に関して、BとCの通常総会が同時に行われた形跡があったため、平成29年7月25日付けで、B長あて「地縁団体の規約変更の認可について（指導）」が市民協働課長から通知されている。

(4) 課税免除した固定資産の評価額について

ア. 地方税法第6条第1項では、地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができると規定されている。

- イ. 地方税法第348条第2項では、固定資産税の非課税の範囲が規定されており、同項第5号および第6号には、公共の用に供する道路、用悪水路、ため池などが対象とされている。
 - ウ. 地方税法第403条第1項では、市町村長は、総務大臣が定めた固定資産評価基準によって固定資産の価格を決定しなければならないと規定されている。
 - エ. 高島市税条例第63条では、その者の所有に係る土地、家屋または償却資産に対して免税点を定めており、固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合において、固定資産税を課さないと規定されている。
 - オ. 高島市税条例第62条の3第1項では、区または認可地縁団体が所有する固定資産のうち、その財産の用途が公共、公益性を有し、地域の自治振興発展に資する目的とするものに対して課する固定資産税は免除するとされ、その申告事項に異動があった場合は、高島市税条例第62条の3第3項の規定により、直ちに市長に申告しなければならないと規定されている。
 - カ. 地方税法第408条では、固定資産の評価に当たっては、毎年少なくとも1回は実地調査を行わなければならないと規定されている。
 - キ. Bが所有する固定資産について、平成16年1月20日に課税免除申告書が旧●町長あてに提出されている。
 - ク. Bの平成29年度固定資産税課税台帳には、土地として、宅地、山林、池沼、公衆用道路、用悪水路、また家屋として、事務所が登録されており、非課税となる池沼、公衆用道路、用悪水路の評価額は0円となっていた。
 - ケ. Bが課税免除されている土地は、宅地（事務所用地）、山林、家屋は、事務所であった。また、土地の評価額は0円となっており、事務所の評価額は登録されていたものの、課税標準額は0円となっていた。
- (5) 住民税の課税通報について
- ア. 「平成28年度みんなで創るまちづくり交付金事務の手引き」によると、交付対象事業として、集落内道路・河川等の除草作業に係る経費が対象とされており、実績報告書の提出時に、交付対象費用に関する1点1万円以上の領収書の写しを提出するよう求めている。また、実績報告書類は、情報公開の対象（個人情報を除く）となることを告知している。
 - イ. 地方税法第298条では、市町村の徴税吏員は市町村民税に関する調査に係る質問調査権があり、賦課徴収に関する調査のために必要がある場合は、納税義務者または納税義務があると認められる者に対し、質問または検査することができると規定されている。
 - ウ. 高島税務協議会会則によると、協議会は、今津税務署、滋賀県西部県税事務所、高島市をもって組織されており、高島市内における税務行政の運営にあたって連絡調整を一層密にし、国税および地方税を通じて税務行政の円滑かつ適正な実現を図ることを目的としている。また、平成28年度事業報告によると、総会1回、幹事会1回、協議会（確定申告事務およびたばこ税課税事務に関するもの）2回、研修会2回、年末調整説明会1回、e-Tax利用勧奨1回が開催されており、確定申告事務における協力体制づくりが主な目的であると思われる。

2 監査委員の判断

(1) まちづくり交付金について

ア. 設立届出書兼認定申請書を提出していない認可地縁団体以外の団体への平成28年度まちづくり交付金の支出が条例を逸脱しているとの主張について

まちづくり交付金条例は、上記1の(1)のアからウのとおり、平成23年4月1日に施行され、区・自治会の活動全般を一括して対象とする交付金制度として始まったものであり、交付対象となる自治会等について、①認可地縁団体および②区、自治会、町内会等で市長が適当と認めるものとされている。また、上記1の(1)のエからカのとおり、年度途中で新設、解散、分離した自治会等への交付金の交付基準日等について定めており、新たに自治会等を設立する場合は、自治会の手引きの中で、設立届出書兼認定申請書を提出するよう求めている。

これを本件についてみると、前述のとおり、まちづくり交付金条例および同規則では、年度途中で新設した自治会等への交付金の交付基準日等について定めているが、まちづくり交付金制度が始まるまでに、既に自治会活動を行っている自治会等に対し設立届出書の提出を求める規定はなく、市がその陳述において、「現にその時点で自治会活動を明らかにしているという判断の中で、当時より交付金対象団体として認めている」と述べているように、市は既存の自治会等に対して設立届出書の提出を求めることを想定していなかったものと思われる。これは、上記1の(1)のキのとおり、まちづくり交付金条例の施行直後に開催された平成23年度区長・自治会長会議において、市が制度および手続きの説明を行っていることから明らかである。

なお、条例施行後に新設された自治会等については、上記1の(1)のクのとおりであるが、5団体のうち設立届出書兼認定申請書が提出されていたのは1団体だけであった。これは、上記1の(1)のカのとおり、自治会の手引きが平成24年4月に改訂され、設立届出書の様式が変更されていたためである。

この既存の自治会等に対して設立届出書兼認定申請書を求めないとした市の取り扱いが、長に与えられた裁量権の逸脱濫用に当たるかについて考察するに、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、規定違反の違法性が肯定されると解すべきであり、長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当であるといえる（最高裁昭和53年10月4日大法廷判決参照）。

まちづくり交付金制度は、それまでの自治会等に対する補助金制度に代わる新たな自治会活動支援として創設されたものであることから、既存の自治会等に対して改めて設立届出書兼認定申請書の提出を求めないとした市の意見および説明には一応の合理性があると判断できる。よって、本件は社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものとは言えず、市長の裁量権の逸脱または濫用は認められないことから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(2) 浄化槽補助金について

ア. 賃貸で居住している者は浄化槽補助金交付要綱第2条第1項第1号に規定する要件に該当しないとの主張について

上記1の(2)のオのとおり、浄化槽法第7条第1項では、浄化槽を占有する者

を浄化槽管理者と規定し、同法第10条第1項で、浄化槽管理者に毎年1回、浄化槽の保守点検および清掃の義務を課している。

これを本件についてみると、賃貸で居住している者は、その建物に備え付けられた浄化槽を占有している者であるとも言えることから、浄化槽法が法定する浄化槽管理者にあたりと認められる。また、保守点検および清掃の義務は浄化槽管理者にあることから、賃貸で居住している者が保守点検等の費用を負担することは当然に想定されていると言え、市も陳述の中で、新規の対象者については浄化槽法の届出書、新築を伴う場合は建築基準法の届出書を確認しているが、2年目以降の対象者については届出書等の確認はしていないと述べている。

したがって、浄化槽補助金交付要綱第2条第1項第1号では、補助対象者を浄化槽法第5条第1項に基づく届出に係る受理書の交付を受けた者と規定しているが、その対象者は浄化槽の所有者に限定されるものではなく、現実に居住している者を対象者とするに何ら不合理な点はないと考える。

よって、請求人の賃貸で居住している者は浄化槽補助金交付要綱第2条第1項第1号に規定する要件に該当しないと主張には理由がないと判断する。

イ．住民登録があり現実に居住していない者は浄化槽補助金交付要綱2条第1項第3号の要件に該当しないと主張について

浄化槽補助金交付要綱第2条第1項第3号で規定する、継続的な使用を認める者の確認方法について、市は、浄化槽の維持管理状況を証する書類（保守点検および清掃の記録書）の提出をもって継続的な使用があったと認めている。

請求人は、現実に居住していない者に補助金を交付していると主張しているが、前述のとおり、浄化槽の継続的な使用状況を、補助対象者の居住実態によって確認するのではなく、浄化槽の使用状況を点検や清掃の記録をもって確認し、継続的な使用を認めていることから、請求人の主張に根拠がないと判断する。

ウ．Aの実績報告書に添付された領収証は偽造されたものであるという主張について

上記1の(2)のサのとおり、平成28年度の実績報告書の提出を求める通知が市内浄化槽維持管理組合長あてに送付され、その通知の中で「維持管理に要した領収書の写し」という記載がされていたことを確認した。

しかし、浄化槽補助金交付要綱では、実績報告書の添付書類として、上記1の(2)のケにあるとおり、浄化槽の維持管理に要した費用を証する書類を提出するよう求めていることから、市は、提出された領収証と書かれた書類は「浄化槽の維持管理に要した費用を証する書類」であり、領収書とは解していないと主張している。

請求人は、Aが実績報告書に添付している維持管理に要した領収書の写しは、実際に受け取った領収書ではないと主張しているが、前述のとおり、浄化槽補助金交付要綱には「浄化槽の維持管理に要した費用を証する書類」と規定しており、市が実績報告書の添付書類の審査において、浄化槽の維持管理に要した費用を確認できれば足りるものであることから、その取り扱いに違法または不当があったとまでは言えない。

よって、Aに対し不適切な支払いがあるとの請求人の主張には理由がないものと判断する。

(3) Bへのまちづくり交付金について

ア. Bの総会は無効であるとの主張について

請求人は、会員資格が異なるBとCの総会が同時に開催されており、このような総会の決議は無効であると主張している。

これに対し、市は、認可地縁団体の総会決議の無効等を判断する立場にはないと主張しているため、このことについて検討する。

地縁団体に対する市町村長の認可については、当該団体に権利能力を付与するものであるが、認可を受けた地縁による団体は、市組織の一部となるものではなく（松本英昭著『新版逐条地方自治法第8次改訂版学陽書房参照』、地方自治法第260条の2第6項）、市には一般的な指導監督権限はない。

また、Bが行った総会決議が無効であることを訴える当事者はBに対してこれを主張すべきであり、またBがこれを容れない場合には裁判所に対して決議無効確認の訴えを提起できるのである。これら手続がとられない段階において、高島市が個別の団体の総会決議の有効性に立ち入ることは、その自主性（地方自治法260条の2第8項参照）に鑑み妥当ではないのであって、市が無効な総会を是正するよう指導すれば済むとの主張は採り得ない。

よって、市の主張は是認できるものと判断する。

イ. 無効な総会決議によって選任された役員が行ったまちづくり交付金の申請行為等が無効であるとの主張について

上記アの判断のとおり、Bが行った総会決議の無効に立ち入ることができないことから、Bを対外的に代表する役員が行ったまちづくり交付金の申請、受領について市がその無効を判断することはできないと認める。

よって、Bの総会決議が無効であり、無効な総会決議によって選任された役員が行ったまちづくり交付金の申請行為等が無効であるとする請求人の主張には理由がないものと判断する。

(4) 固定資産税の課税免除について

ア. Bが所有する固定資産の評価額を決定せず、課税漏れが発生しているとの主張について

地方税法では、上記1の(4)のイのとおり、主としてその固定資産の性格およびその固定資産が供されている用途に鑑み、非課税の範囲を定め、地方団体の課税権を制限している。これに対して課税免除は、上記1の(4)のアのとおり、地方団体が公益上その他の事由があるときはその独自の判断により、一定の範囲のものに対し課税しないことができることを認めている（固定資産税逐条解説(財)固定資産税務研究会編参照）。

市は、上記1の(4)のクおよびケのとおり、Bが所有する固定資産を平成29年度固定資産課税台帳に登録し、課税免除および非課税と認定した固定資産の課税標準額を0円と記載していた。

上述のとおり非課税とした固定資産については、課税権の制限を受け、課税客体を課税対象から除外することから、固定資産の評価額を決定しないことについて何ら違法とする根拠はない。一方、課税免除は、各種の政策目的、税負担の均衡等に着目して、公益性が極めて高い場合には、条例により画一的に一定のものに課税しないものとする、いわば、地方団体による非課税措置を意図したものと

いうことができることから、非課税と同様に固定資産の評価額を決定しないことについて違法とする根拠はないと認める。

よって、市が評価額を決定せず、課税漏れが発生しているとの請求人の主張には理由がないと判断する。

イ. 課税免除しているBの固定資産について、免除要件の確認を怠っているとの主張について

市税条例では、上記1の(4)のオのとおり、区および認可地縁団体が所有する固定資産のうち、公共のために使用する固定資産の課税を免除するとされている。また、その申告内容に異動があった場合は、直ちに市長に申告しなければならないと定められている。

上記1の(4)のキおよびクにあるとおり、当時の旧●町税条例の規定に基づき、Bから課税免除申告書が提出されており、申告のあった固定資産のうち免除要件を満たすものについて課税が免除されていた。

また、課税を免除している固定資産の要件確認については、市は陳述において、その用途が公共の用に使われているかについては目視で確認できないため、変更があれば申告するよう指導していると主張しており、申告事項に異動があった場合は、直ちに市長に申告しなければならないとする市税条例の規定に違反する取り扱いはなかったものと認められる。

なお、上記1の(4)のカのとおり、地方税法は固定資産の実地調査を毎年行うよう法定しているが、この実地調査は必ずしも全部の資産の細部についてまで行われなくとも、その状況を知り得る程度に行われれば足るものと解すべきである（固定資産税逐条解説(財)固定資産税務研究会編参照）。

よって、課税免除した固定資産の要件確認を怠っているという事実はないと判断する。

(5) 住民税の課税通報について

ア. まちづくり交付金の対象経費となった自治会員の給料賃金等について、課税通報の義務を怠り、課税漏れが発生しているとの主張について

実績報告書に対象費用の領収書の添付を求めている目的は、上記1の(5)のアおよびイのとおり、事業の成果を確認することであり、その目的を超えた利用は想定されておらず、条例等においても規定はないものと認められる。

また、上記1の(5)のイのとおり、地方税法第298条には、市町村民税に係る質問検査権が認められているが、その対象者は、納税義務者または納税義務があると認められる者であることから、まちづくり交付金の担当部署が税務調査を受ける義務のある者とはなり得ず、課税漏れが生じているとは認められない。

よって、自治会員の給料賃金等について、課税通報を怠り、賦課徴収を怠る事実はないと判断する。

3 結論

以上により、請求人の本件措置請求には理由がないと判断し、これを棄却する。

4 市長に対する監査委員の意見

本件措置請求についての監査委員の判断は以上であるが、事務処理等に一部不十分な点が見受けられたので、下記の意見を付す。

- (1) 浄化槽補助金については、公平性、公正性、透明性を確保するため、補助対象の要件などを明確にし、市民に疑念を抱かせることのないよう、適切な運用を図られたい。